

第四十四号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年六月十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 駐車場を使用することができる種別（自転車等の種類及び当日使用又は定期使用のいずれであるかの区別をいう。）については、駐車場ごとに区長が別に定める。

別表第一江戸川区京成小岩駅南駐輪場の項の次に次のように加える。

江戸川区京成小岩駅南二号駐輪場

江戸川区北小岩二丁目九番二号

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 施行日以後の定期使用に係る申請その他使用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

(説明)

江戸川区京成小岩駅南二号駐輪場を設置する必要があるのです、本案を提出いたします。